

事業報告書				
医療法人整理番号		00255		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	社会医療法人財団中村病院		
		分類①	財団	
		分類②	社会医療法人	
		分類③		
	(2) 事務所の所在地	都道府県	福井県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	越前市	
		町名・番地	天王町 4 番28号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		令和2年4月1日	
	(4) 設立登記年月日		平成10年12月1日	
	(5) 理事長の氏名	姓	野口	
		名	善之	
		役員及び評議員の人数	14	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	野口	善之	中村病院管理者
理事	中村	洋子	
理事	渡辺	雅之	
理事	中村	文美	
理事	坂口	代利子	
監事	丸岡	二郎	
監事	川上	浩司	
評議員	加藤	大紀	医療をうける者(信越化学工業株式会社武生工場長)
評議員	河野	通垂	医療をうける者(武生商工会議所参与)
評議員	山本	有一郎	歯科医師(元福井県歯科医師会会長)
評議員	田辺	尚美	社会福祉有識者(元保育園園長)
評議員	荒木	節子	看護師(元福井県看護協会武生支部長)
評議員	師田	忠子	社会福祉有識者(更生保護女性会越前支部理事)
評議員	佐々木	外喜夫	元病院職員

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	社会医療法人 財団 中村病院		1810314599	福井県越前市天王町4番28号	185	0	0	0	0	0	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
居宅サービス事業		福井県越前市天王町4番28号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年6月28日	令和6年度事業報告及び決算の決定
令和8年3月18日	令和8年度の事業計画及び収支予算の決定
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債					
発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 社会医療法人財団中村病院
所在地 福井県越前市天王町 4 番28号

※医療法人整理番号 00255

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,345,350	I 流動負債	602,989
現金及び預金	694,446	買掛金	117,277
事業未収金	602,518	短期借入金	100,000
たな卸資産	43,241	未払金	401
前払費用	3,655	未払費用	114,211
未収金	847	未払法人税等	80
その他の流動資産	1,592	未払消費税等	3,448
貸倒引当金	-949	預り金	23,789
		賞与引当金	97,833
		その他の流動負債	139,776
		短期リース債務	122
		その他の流動負債	6,049
		その他の流動負債	
II 固定資産	2,402,324	II 固定負債	1,893,775
1 有形固定資産	2,203,599	長期借入金	1,477,416
建物	1,180,409	長期未払金	8,570
構築物	2,549	退職給付引当金	407,789
医療用器械備品	194,883	その他引当金	
その他の器械備品	24,787	その他の固定負債	
車両及び船舶	1,142		
土地	799,716		
有形リース資産	113		
その他の有形固定資産			
		負債合計	2,496,764
		純資産の部	
2 無形固定資産	112,973	科目	金額
借地権	43,400	I 基金	
ソフトウェア	69,213	II 積立金	1,250,910
その他の無形固定資産	360	設立等積立金	478,384
3 その他の資産	85,752	繰越利益積立金	772,525
その他の固定資産	10	その他積立金	
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
長期前払費用	2,462	III 評価・換算差額等	
その他の固定資産	22	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	83,258	繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産			
資産合計	3,747,674	純資産合計	1,250,910
		負債・純資産合計	3,747,674

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人財団中村病院
所在地 福井県越前市天王町 4 番28号

医療法人整理番号	00255
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			3,919,923
2 事業費用			
(1) 事業費		4,035,226	
(2) 本部費			4,035,226
本 来 業 務 事 業 損 失			115,303
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			228
2 事業費用			27
附帯業務事業利益			201
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
	事 業 損 失		115,102
II 事業外収益			
受取利息		1,287	
その他の事業外収益		22,438	23,725
III 事業外費用			
支払利息		22,991	
その他の事業外費用		19,032	42,023
	経 常 損 失		133,400
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益		9,400	9,400
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失		4,625	4,625
	税 引 前 当 期 純 損 失		128,625
	法人税・住民税及び事業税	80	
	法 人 税 等 調 整 額		80
	当 期 純 損 失		128,705

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人 財団 中村病院
所在地 福井県越前市天王町4番28号

※医療法人整理番号	00255
-----------	-------

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	3,747,674 千円
2. 負 債 額	2,496,764 千円
3. 純 資 産 額	1,250,910 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,345,350
B 固 定 資 産	2,402,324
C 資 産 合 計 (A + B)	3,747,674
D 負 債 合 計	2,496,764
E 純 資 産 (C - D)	1,250,910

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

様式5

法人名 社会医療法人 財団 中村病院
所在地 福井県越前市天王町4番28号

※医療法人整理番号	00255
-----------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中村 洋子	病院職員	当法人理事	金銭の借入	319	長期借入金	24,000
						1年以内返済予定 長期借入金	12,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 借入金の返済条件、金利等は金銭消費貸借契約により決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 財団 中村病院
理事長 野口 善之 殿

私たちは、社会医療法人 財団 中村病院の令和 7 年会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び寄附行為に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 15 日

社会医療法人 財団 中村病院

監事 丸岡 二郎

監事 川上 浩司

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項なし

2 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法：最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 9 年～39 年

構築物 2 年～20 年

医療用器械備品 3 年～10 年

その他の器械備品 2 年～10 年

車両運搬具 4 年～6 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

i) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当該事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

① 税込方式及び税抜方式の別

税抜方式によっております。

② 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理方法及び計上区分

当該事業年度で一括損失処理し、特別損失の区分に計上しております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理方法

固定資産の取得に係る補助金等については、圧縮処理を採用せず特別利益に計上しております。また、補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、事業収益に計上しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

① 担保に供されている資産

土地	792,491 千円
建物	1,180,408 千円

② 担保に係る債務

短期借入金	100,000 千円
1年内返済予定長期借入金	139,776 千円
長期借入金	1,477,416 千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

1 1 重要な偶発債務に関する事項

該当事項なし

1 2 重要な後発事象に関する事項

該当事項なし

1 3 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 補助金等に関する事項

各種補助金収益

〃	(物価高騰支援金)	厚生労働省	35,535 千円	本来業務(事業収益)
〃	(賃上げ支援事業)	厚生労働省	15,540 千円	本来業務(事業収益)
〃	(物価高騰支援金)	福井県	3,718 千円	本来業務(事業収益)
〃		福井県	1,320 千円	本来業務(事業収益)
〃		福井県	330 千円	本来業務(事業収益)
〃	(病床数適正化支援)	福井県	57,456 千円	本来業務(事業収益)

各種補助金収益(固定資産)	福井県	2,000 千円	特別利益
〃(固定資産)	福井県	7,400 千円	特別利益

② 有形固定資産の減価償却累計額

3,454,332 千円

様式第四号

法人名 社会医療法人 財団 中村病院
所在地 福井県越前市天王町4番28号

※医療法人整理番号 00255

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和7年3月31日 残高			478,384	901,231	1,379,616				1,379,616
会計年度中の変動額									
当期純利益				△ 128,705	△ 128,705				△ 128,705
会計年度中の変動額合計				△ 128,705	△ 128,705				△ 128,705
令和8年3月31日 残高			478,384	772,525	1,250,910				1,250,910

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人 財団 中村病院

※医療法人整理番号

00255

所在地 福井県越前市天王町4番28号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	3,016,219	13,117		3,029,336	1,848,927	108,535	1,180,408
	構築物	56,036			56,036	53,487	4,450	2,548
	医療用器械備品	1,340,028	28,435	14,971	1,353,492	1,158,610	81,603	194,882
	その他の器械備品	290,271	4,996		295,268	270,480	18,987	24,787
	車両及び船舶	48,218			48,218	47,076	690	1,142
	リース資産	75,862			75,862	75,749	1,356	113
	土地	799,716			799,716			799,716
	計	5,626,354	46,549	14,971	5,657,932	3,454,332	215,624	2,203,599
無形 固定 資産	借地権	43,400			43,400			43,400
	電話加入権	360			360			360
	ソフトウェア	360,928	1,575		362,503	293,290	29,890	69,212
	計	404,688	1,575		406,263	293,290	29,890	112,972
その 他 の 資 産	出資金	10			10			10
	敷金	83,021	237		83,258			83,258
	長期前払費用	6,949	1,026	1,803	6,172	3,710	97	2,462
	リサイクル預託金	22			22			22
	計	90,002	1,263	1,803	89,462	3,710	97	85,752

様式第六号

法人名 社会医療法人 財団 中村病院
所在地 福井県越前市天王町4番28号

※医療法人整理番号	00255
-----------	-------

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,055	949	2,055		949
賞与引当金	96,714	97,833	96,714		97,833
退職給付引当金	381,929	36,886	11,027		407,788

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人 財団 中村病院
所在地 福井県越前市天王町4番28号

※医療法人整理番号	00255
-----------	-------

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	100,000	0.75%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	132,580	139,776	1.10%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	1,617,192	1,477,416	1.27%	2043年10月10日
その他の有利子負債				
合 計	1,849,772	1,717,192	—	—

※福祉医療機構の借入金の内249,537千円については0.2%、1,194,471千円については1.6%

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

長期借入金のうち、

R9/4～R10/3	に返済予定分	．．．	139,776 千円
R10/4～R11/3	〃	．．．	138,504 千円
R11/4～R12/3	〃	．．．	107,888 千円
R12/4～R13/3	〃	．．．	94,440 千円

様式第八号

法人名 社会医療法人 財団 中村病院
所在地 福井県越前市天王町 4 番 2 8 号

※医療法人整理番号	00255
-----------	-------

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の 1 % 以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第 2 条第 1 項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 財団 中村病院
所在地 福井県越前市天王町4番28号

※医療法人整理番号	00255
-----------	-------

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	736,059		736,059			736,059
給与費	2,463,548		2,463,548			2,463,548
委託費	109,683		109,683			109,683
経費	613,226		613,226	27		613,253
売上原価	1,603		1,603			1,603
その他の事業費用	111,103		111,103			111,103
計	4,035,226		4,035,226	27	0	4,035,253

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 社会医療法人 財団 中村病院
所在地 福井県越前市天王町4番28号

※医療法人整理番号	00255
-----------	-------

事業費用明細表
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
期首棚卸高	45,156	
医薬品費	364,656	
診療材料費	330,060	
給食材料費	39,427	
期末棚卸高	△ 43,241	736,059
II 給与費		
給与	2,044,524	
賞与引当金繰入額	97,833	
退職金	4,350	
退職給付費用	36,886	
法定福利費	279,953	2,463,548
III 委託費		
検査委託費	20,394	
寝具委託費	18,962	
衛生管理費	19,509	
その他委託費	50,817	109,683
IV 経費		
減価償却費	245,612	
器械賃借料	23,094	
地代家賃	41,147	
修繕費	32,702	
保守料	52,583	
車両関係費	482	
福利厚生費	47,372	
旅費交通費	457	
職員被服費	3,958	
通信費	5,425	
広告宣伝費	1,528	
消耗品費	16,965	
会議費	303	
水道光熱費	77,875	
保険料	7,771	
交際接待費	4,261	
諸会費	6,347	
租税公課	3,376	
貸倒引当金繰入額	949	
寄附金	5,600	
支払手数料	20,516	
雑費	14,922	613,253
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	-	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	1,603	
商品（又は製品）期末たな卸高	-	1,603
VI その他の事業費用		
研究研修費	3,182	
控除対象外消費税額負担額	107,921	111,103
事業費用計		4,035,253

- 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- I から VI の中区分科目は、省略する様式によることもできる。
- その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

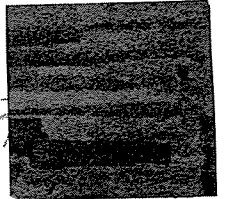
独立監査人の監査報告書

令和8年6月12日

社会医療法人 財団 中村病院
理事会 御中

野波公認会計士事務所
福井県福井市
公認会計士

野波 俊



監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人 財団 中村病院の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に

は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切

でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

都 道 府 県 知 事 殿

主たる事務所の所在地
社会医療法人 財団 中村病院
理 事 長 野口 善之

決 算 届

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの決算を終了したので、
医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
社会医療法人 財団 中村病院	福井県越前市天王町 4 番 2 8 号	救急医療
社会医療法人 財団 中村病院	福井県越前市天王町 4 番 2 8 号	へき地医療

注 1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注 2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 3 0 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

- 救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療
○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	—	
☒	決算届	—	○	
☒	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
	（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）			
☒	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☐	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
	添付書類1-2（救急医療）			
☒	夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
	添付書類2（災害医療）			
☐	添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
	添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療）			
☐	添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
	添付書類4-1（へき地医療）			
☒	医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
	添付書類4-2（へき地医療）			
☐	巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類4-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
	添付書類4-4（へき地医療）			
☐	医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
	添付書類4-5（へき地医療）			
☐	医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
	添付書類5（周産期医療）			
☐	母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
	添付書類6（小児救急医療）			
☐	時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
	（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）			
☒	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
☒	書類付表 1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
☒	書類付表 2（経理等に関する明細表）	○	○	
☒	書類付表 3（保有する資産の明細表）	○	○	※
☒	添付書類 8（公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

- 注）（1）該当する書類にチェックをすること。
（2）備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
（3）申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
（4）閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載（(3)を除く。）がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
☐ 定款（寄附行為）変更認可申請書
☐ 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあつては、理事会及び評議員会の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)
☐ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐ 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
☐ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、医療法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
(基本書類)
☒ 事業報告書
☒ 財産目録
☒ 貸借対照表
☒ 損益計算書
☒ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
☒ 監事の監査報告書
☒ 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。))
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書
(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)
上記に掲げる基本書類
☒ 純資産変動計算書
☒ 附属明細表

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 財団 中村病院
申請者名：理事長 野口 善之

住 所：福井県越前市天王町4番28号

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	社会医療法人 財団 中村病院
施設の所在地	福井県越前市天王町4番28号
管轄保健所名	丹南保健所

1 診療科目

科 目	内科	呼吸器内科	循環器内科	消化器内科	脳神経内科	外科
	呼吸器外科	心臓血管外科	整形外科	脳神経外科	形成外科・美容外科	放射線科
	小児科	泌尿器科	婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	リハビリテーション科
	麻酔科					

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

[illegible]

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から３年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

- ・施設整備計画
．．．．．（○年○月完成予定）
- ・設備整備計画
．．．．．（○年○月整備予定）

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	18		3					60									
実人員	24		6	14		8		138		8	17	10	5	50	5	76	361
内特殊関係者	1							1						1			3

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		18		1		2
	オンコール				5		4
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		6				1
	オンコール				1		1
診療放射線技師	病院内		10		1		1
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院内		5				1
	オンコール				1		
看護師	病院内	9	40	2	11	5	19
	オンコール			2	1		1
合 計	病院内	9	79	2	13	5	24
	オンコール			2	9		7
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	9	79	2	13	5	24
	オンコール			2	9		7
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年

始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

（2）昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

（3）専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 財団 中村病院

申請者名：理 事 長 野口 善之

住 所：福井県越前市天王町 4 番 2 8 号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人 財団 中村病院
病院の所在地	福井県越前市天王町 4 番 2 8 号
管轄保健所名	丹南保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	2 7 6 4 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	件
ヘリコプターによる搬送件数	④	件
合 計		2 7 6 4 件
3 会計年度平均		9 2 1 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの月数 (A)		月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの月数 (B)		月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤	件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥	日

直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×2÷3）	件
---	---

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	899件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	899件

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	909件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	909件

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	956件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	956件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2764件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 4-1 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 財団 中村病院
申請者名： 理事長 野口 善之

住 所： 福井県越前市天王町4番28号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人 財団 中村病院 へき地医療拠点病院の指定 (有) ・ 無)
病院の所在地	福井県越前市天王町4番28号
管轄保健所名	丹南保健所

〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
南越前町河野診療所	2 5 日間	1 人	2 5 人日
南越前町河野診療所	1 4 日間	1 人	1 4 人日
南越前町河野診療所	1 5 日間	1 人	1 5 人日
南越前町河野診療所	1 日間	1 人	1 人日
	日間	人	人日
合 計			※ 5 5 人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限り、以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間							日数
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
通算日数							日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
令和7年4月1日～令和8年3月31日	25日間	南越前町河野診療所	1人	25人日	脳神経外科、内科、外科
令和7年4月1日～令和8年3月31日	14日間	南越前町河野診療所	1人	14人日	泌尿器科、内科、外科
令和7年4月1日～令和8年3月31日	15日間	南越前町河野診療所	1人	15人日	泌尿器科、内科、外科
令和7年4月1日～令和8年3月31日	1日間	南越前町河野診療所	1人	1人日	内科、外科
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	55人日	—

（記載上の注意事項）

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人 財団 中村病院

申請者名： 理事長 野口 善之

住 所：福井県越前市天王町4番28号

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	5 人	2 人	28.5%	0 人	0%
監 事	2 人			0 人	0%
社 員	0 人	0 人	0%		
評議員	7 人	0 人	0%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。）

☒ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号二）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

☒ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	・役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。
監 事	・役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。
評議員	・役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	・中村病院が借りている職員社宅を中村病院に勤務する職員に賃貸している（個人負担は社宅規程による）	有 ・ 無
金銭の貸付け	・該当なし	有 ・ 無
資産の譲渡	・該当なし	有 ・ 無
給与の支給	・理事のうち、中村病院で勤務する者については、職員給与を支給している。医師については雇用契約書に基づき給与を支給している。	有 ・ 無
役員等の選任	・理事会又は評議員会の決議を経て選任されている。	有 ・ 無
その他財産の運用及び事業の運営	・理事（1名）より職員社宅用の建物と職員利用の駐車場を借りている。 ・理事（1名）及び理事のご子息より、借入を行っている。 ・理事（1名）は顧問税理士として税務業務に従事している。	有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	3,747,674,822 円
B 純資産の額	1,250,910,560 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	33.3%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	3,053,218,545 円
イ 本来業務の用に供する財産	3,053,218,545 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
ヘ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	231,253,940 円
F 事業費用の額	4,035,253,336 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式		有 ・ ☐ 無
出 資	福井県医師信用組合への出資金 10 千円	有 ・ ☐ 無
社団法人の社員権		有 ・ ☐ 無
組合契約		有 ・ ☐ 無
信 託		有 ・ ☐ 無
外国の法令に基づく財産		有 ・ ☐ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ ☐ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更		有 ・ ☐ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有 ・ ☐ 無
その他公益に反する事実		有 ・ ☐ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「ヘ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事長	野口 善之		社会医療法人 財団 中村病院勤務	☒ 有 ・ ☐ 無
			武生医師会 副会長	☒ 有 ・ ☐ 無
理事	中村 洋子		社会医療法人 財団 中村病院 事務職員	☒ 有 ・ ☐ 無
			社会福祉法人和楽園 理事長	☒ 有 ・ ☐ 無
理事	渡辺 雅之		渡辺税理士法人 代表社員 税理士	☒ 有 ・ ☐ 無
			公益財団法人 足羽川水源地域対策基金 監事	☒ 有 ・ ☐ 無
			学校法人金井学園 理事	☒ 有 ・ ☐ 無
理事	中村 文美	理事の子	獨協医科大学 学内准教授	☒ 有 ・ ☐ 無
理事	坂口 代利子		社会医療法人 財団 中村病院 看護師	☒ 有 ・ ☐ 無
監事	丸岡 二郎		丸岡土地家屋調査士事務所 所長	☒ 有 ・ ☐ 無
監事	川上 浩司		前越前市役所職員	有 ・ ☒ 無
評議員	加藤 大紀		信越化学工業株式会社 武生工場 工場長	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	佐々木 外喜夫		前社会医療法人 財団 中村病院 事務部長	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	河野 通亜		武生特殊鋼材株式会社 取締役相談役	☒ 有 ・ ☐ 無
			武生商工会議所 参与	☒ 有 ・ ☐ 無
			福井ユナイテッドFC 越前市後援会 顧問	有 ・ ☒ 無
			福井県機械工業協同組合 名誉理事	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	山本 有一郎		元福井県歯科医師会 会長	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	田辺 尚美		社会福祉法人和楽園 理事	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	荒木 節子		越前市運動普及推進員	有 ・ ☒ 無
			元福井県看護協会武生支部長	☒ 有 ・ ☐ 無
評議員	師田 忠子		社会福祉法人慶秀会 評議員	☒ 有 ・ ☐ 無
			更生保護女性会越前支部 理事	☒ 有 ・ ☐ 無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載要領

- (1) 理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- (2) 「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- (3) 「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。
なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。
イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族
ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	野口 善之	理事長	職員社宅（法人 が賃貸）	H30. 4. 1	45,000 円
	木村 学	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	H31. 3. 1	30,000 円
	正村 克彦	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R6. 4. 1	35,000 円
	油野 裕之	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R2. 3. 31	20,000 円
	木戸口 正宗	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R4. 4. 1	20,000 円
	勝木 歩	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R5. 4. 1	20,000 円
	木村 嘉宏	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R7. 4. 1	30,000 円
	呉山 智理	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R7. 4. 1	30,000 円
	新谷 智之	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R7. 4. 1	30,000 円
	岸本 直樹	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R7. 7. 1	13,500 円
	嘉門 夕華	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	H21. 4. 1	13,500 円
	伊佐 智典	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R6. 12. 1	13,500 円
	嶋田 嵩平	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R7. 4. 1	13,500 円
	木村 颯	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R7. 5. 1	13,500 円
	山崎 隼	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R7. 10. 1	13,500 円
	柴 凜香	従業員	職員社宅（法人 が賃貸）	R7. 12. 1	13,500 円
そ の 他	該当なし				

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
該当なし			
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該当なし			
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

[illegible]

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
中村 洋子	寄宿舍（オテルプラン）	鉄筋コンクリート造り屋根6階建	床面積：895.14 m ²	看護師等寮
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考
H30.7.1	2年間（自動更新条項あり）	200千円/月額（令和元年10月まで） 470千円/月額（令和元年11月以降）	理事	・H30.6に中村康孝氏死去により、7月より妻の洋子氏が貸主 ・令和元年11月より470千円/月額へ賃料改定（寄宿舍の改修工事に伴って賃料改定）

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
中村 洋子	駐車場及び駐輪場	駐車場4台分、自転車小屋	駐車場4台分、自転車小屋	職員用の駐車場及び駐輪場
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考
H30.7.1	2年間（自動更新条項あり）	30千円/月額（令和元年10月まで） 42千円/月額（令和元年11月以降）	理事	・H30.6に中村康孝氏死去により、7月より妻の洋子氏が貸主 ・令和元年11月より42千円/月額へ賃料改定（近隣相場の動向を考慮して改訂）

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	長期借入金現在高 1年以内返済予定長期借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
中村 洋子	24,000,000円 12,000,000円	4,000,000円	H26.4.24
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.75%	319,001円	なし	理事

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
中村 太一	25,000,000 円	25,600,000 円	H30.12.28（相続）
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.75%	187,500 円	なし	理事の息子

（３）医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該当なし			
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

（４）医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
渡辺 雅之	理事	渡辺税理士法人	福井市米松 1 丁目 1 番 34 号	渡辺雅之	顧問税理士	代表社員
		学校法人金井学園	福井市学園 3 丁目 6-1	金井兼（理事長）	取引なし	理事
		公益財団法人足羽川水源地域対策基金	福井市大手 3-17-1（福井県土木部河川課内）	北川善一（理事長）	取引なし	監事
野口 善之	理事長	武生医師会	越前市中央 1 丁目 9-9	津川喜憲（会長）	取引なし	副会長
中村 洋子	理事	社会福祉法人和楽園	越前市村国 1 丁目 9-8	中村洋子	健康相談等を行っている	理事長
中村 文美	理事	獨協医科大学	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林 880	奥田泰久（学長）	取引なし	准教授
加藤 大紀	評議員	信越化学工業株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4-1 丸の内永楽ビルディング	斉藤恭彦（代表取締役社長）	健康相談等を行っている	武生工場 工場長

河野 通亜	評議員	武生特殊鋼材株式会社	越前市四郎丸町 21-2-1	河野通郎(代表取締役社長)	産業医派遣等を行っている	取締役相談役
		武生商工会議所	越前市塚町 101 番地	上木雅晴(会頭)	取引なし	参与
		福井県機械工業組合	福井市若栄町 508 番地	中山浩行(理事長)	取引なし	名誉理事
山本 有一郎	評議員	福井県歯科医師会	福井市大願寺 3 丁目 4-1	前川彰男(会長)	取引なし	元会長
田辺 尚美	評議員	社会福祉法人和楽園	越前市村国 1 丁目 9-8	中村洋子(理事長)	健康相談を行っている	理事
師田 忠子	評議員	社会福祉法人慶秀会	越前市氷坂町 46-40-1	永宮延喜(理事長)	取引なし	評議員

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容
	該当なし

「申請者の経理等に関する明細表」(書類付表 2) の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動(公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。)を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特

定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	650,904,109円				694,446,277円
現金及び預金					694,446,277円
事業未収金	602,518,378円				
有価証券					
たな卸資産	43,241,387円				
前渡金	0円				
前払費用	3,654,460円				
その他の流動資産	2,439,155円				
貸倒引当金	△ 949,271円				
固定資産	2,402,314,436円				10,000円
有形固定資産	2,203,599,371円				
建物	1,180,408,918円				
構築物	2,548,652円				
医療用器械備品	194,882,640円				
その他の器械備品	24,787,388円				
車両及び船舶	1,142,271円				
土地	799,716,502円				
建物仮勘定					
その他の有形固定資産	113,000円				
無形固定資産	112,972,700円				
借地権	43,400,000円				
ソフトウェア	69,212,700円				
その他の無形固定資産	360,000円				
その他の資産	85,742,365円				10,000円
有価証券					
長期貸付金					
役職員等長期貸付金					
長期前払費用	2,462,335円				
繰延税金資産	0円				
減価償却引当特定預金					
〇〇事業特定預金					
その他の固定資産	83,280,030円				10,000円
資産合計	①3,053,218,545円	②	③	④	694,456,277円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	中村病院	居宅サービス事業	
流動資産	650,904,109円	650,904,109円		
事業未収金	602,518,378円	602,518,378円		
たな卸資産	43,241,387円	43,241,387円		
前渡金	0円	0円		
前払費用	3,654,460円	3,654,460円		
その他の流動資産	2,439,155円	2,439,155円		
貸倒引当金	△ 949,271円	△ 949,271円		
固定資産	2,402,314,436円	2,402,314,436円		
有形固定資産	2,203,599,371円	2,203,599,371円		
建物	1,180,408,918円	1,180,408,918		
構築物	2,548,652円	2,548,652		
医療用器械備品	194,882,640円	194,882,640		
その他の器械備品	24,787,388円	24,787,388		
車両及び船舶	1,142,271円	1,142,271		
土地	799,716,502円	799,716,502		
その他の有形固定資産	113,000円	113,000		
無形固定資産	112,972,700円	112,972,700円		
借地権	43,400,000円	43,400,000		
ソフトウェア	69,212,700円	69,212,700		
その他の無形固定資産	360,000円	360,000		
その他の資産	85,742,365円	85,742,365円		
長期前払費用	2,462,335円	2,462,335円		
繰延税金資産	0円	0円		
その他の固定資産	83,280,030円	83,280,030円		
資産合計	⑤3,053,218,545円	3,053,218,545円	0円	

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。

- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

[illegible]

「保有する資産の明細表」（書類付表 3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

- ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

- ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1 外来診療棟、第1 病棟等）を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2 階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。
- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

添付書類 8

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

社会医療法人 財団 中村病院
 申請者名：理事長 野口 善之

住 所：福井県越前市天王町4番28号

以下のとおり相違ありません。

1 費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	本来業務に係る費用 の額	全ての業務に係る費用 の額	割 合 ① / ②
社会医療法人 財団 中村病院	4,035,226,136 円	4,035,253,336 円	
合 計	① 4,035,226,136 円	② 4,035,253,336 円	99.99%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 本来業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- 全ての業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
中村病院	社会保険診療	3,168,422,285 円	389,060,017 円	3,557,482,302 円	90.8%
	労災保険診療	19,899,899 円		19,899,899 円	0.5%
	健康診査	32,317,649 円	55,087,823 円	87,405,472 円	2.2%
	予防接種	27,222,076 円	6,221,719 円	33,443,795 円	0.9%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等	113,899,500 円		113,899,500 円	2.9%
	その他	2,539,000 円	105,253,469 円	107,792,469 円	2.7%
	計	3,364,300,409 円	555,623,028 円	3,919,923,437 円	100.0%
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療	3,168,422,285 円	389,060,017 円	3,557,482,302 円	90.8%
	労災保険診療	19,899,899 円		19,899,899 円	0.5%
	健康診査	32,317,649 円	55,087,823 円	87,405,472 円	2.2%
	予防接種	27,222,076 円	6,221,719 円	33,443,795 円	0.9%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等	113,899,500 円		113,899,500 円	2.9%
	その他	2,539,000 円	105,253,469 円	107,792,469 円	2.7%
	計	3,364,300,409 円	555,623,028 円	3,919,923,437 円③	100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
居宅サービス事業	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	205,254 円	22,806 円	228,060 円	100.0%
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計	205,254 円	22,806 円	228,060 円	100.0%
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	205,254 円	22,806 円	228,060 円	100.0%
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計	205,254 円	22,806 円	228,060 円④	100.0%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細

	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
合 計	社会保険診療	3,168,422,285 円	389,060,017 円	3,557,482,302 円⑤	90.7%⑮
	労災保険診療	19,899,899 円		19,899,899 円⑥	0.5%⑯
	健康診査	32,317,649 円	55,087,823 円	87,405,472 円⑦	2.2%⑰
	予防接種	27,222,076 円	6,221,719 円	33,443,795 円⑧	0.9%⑱
	助産			⑨	⑲
	介護事業	205,254 円	22,806 円	228,060 円⑩	0.0%⑳
	障害福祉事業			⑪	㉑
	補助金等	113,899,500 円		113,899,500 円⑫	2.9%㉒
	その他	2,539,000 円	105,253,469 円	107,792,469 円⑬	2.7%
	計	3,364,505,663 円	555,645,834 円	3,920,151,497 円	100.0%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額（※）と一致すること。

(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額（※）と一致すること。

（※）医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑭ 円

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(2)）

健康保険法	43,447,296 円	学校保健安全法	20,955 円
船員保険法	円	母子保健法	1,210,749 円
国民健康保険法	4,658,383 円	労働安全衛生法	30,764,512 円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	3,728,699 円
地方公務員等共済組合法	3,574,878 円		
私立学校教職員共済法	円		
計	51,680,557 円	計	35,724,915 円
		健康診査に係る収入合計	㉓ 87,405,472 円

（記載上の注意事項）

- ㉑が㉓と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(3)）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	30,331,622 円	麻疹	61,680 円
臨時接種	1,121,414 円	風疹	28,842 円
	円	インフルエンザ	1,852,836 円
	円	おたふくかぜ	47,401 円
計	31,453,036 円	計	1,990,759 円
		予防接種に係る収入合計	㉔ 33,443,795 円

（記載上の注意事項）

- ㉒が㉔と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(4)）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉕ 件	㉖ 円
分娩件数（㉕）× 50 万円		㉗ 円

（記載上の注意事項）

- ㉑が㉖又は㉗の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(5)）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㊸ 円

（記載上の注意事項）

○ ㊸が㊸と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(6)）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㊹ 円

（記載上の注意事項）

○ ㊹が㊹と一致すること。

9 補助金等に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(7)）

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
令和7年度病院賃上げ支援事業	15,540,000 円
令和7年度病院物価支援事業	35,535,000 円
病床数適正化支援事業給付金	57,456,000 円
令和7年度へき地医療拠点病院運営費補助金	330,000 円
福井県物価高騰対策支援金	1,526,250 円
福井県物価高騰対策支援金光熱費・食材費支援	2,192,250 円
福井県医療提供体制設備整備交付金	1,320,000 円
合計	㊸ 113,899,500 円

（記載上の注意事項）

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ㊸が㊹と一致すること。

10 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

11 特定外国人患者請求額（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 当該料金を超えない額である
- ☐ 当該料金を超える額である

添付資料

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331 第19号厚生労働省医政局長通知）別添様式
- 診療報酬規程
- 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

12 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ホ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額(A)	本来業務に係る費用の額(B)	割合 A/B
社会医療法人 財団 中村病院	3,862,467,437 円	4,035,226,136 円	95.7%
			%
			%
合 計	㉑ 3,862,467,437 円	㉒ 4,035,226,136 円	95.7%

（記載上の注意事項）

- （1）直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
 - （2）本来業務に係る収入金額の合計㉑が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益（※）の金額と一致すること。
 - （3）本来業務に係る費用の額の合計㉒が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- （※）医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち本来業務に係るものを加算した金額とする。

別 表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 財団 中村病院
申請者名：理事長 野口 善之

住 所：福井県越前市天王町4番28号

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
社会医療法人 財団 中村病院	福井県越前市天王町4番28号	救急医療
社会医療法人 財団 中村病院	福井県越前市天王町4番28号	へき地医療

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。

別 表 2

医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：_____

住 所：_____

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。

添付書類

- 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図